

1. 報告の概要

(1) 基幹系システムの種類

本市におけるクラウド化の方向性は、平成 26 年 3 月 3 日開催の第 25 回個人情報保護審査会で報告したところですが、基幹系システムについては、本年 1 月からクラウドによる運用を開始していることを報告するものです。

今回、報告する政策企画室 IT 政策担当が所管する基幹系システムとは、以下の 4 つのシステムを指します。

基幹系システムの種類	内容
①WizLIFE	住民記録、税、健康保険等の住民情報全般を扱う総合行政情報システム
②R-Stage	老人医療、児童扶養手当等の福祉情報を扱うシステム
③PM 教育	就学援助、就園奨励の情報を扱うシステム
④健康かるて	母子保健、予防接種等の情報を扱うシステム

(2) 基幹系システムの現状

導入・更新	稼動時期	備考
当初導入	平成 24 年 1 月から	
システム更新	平成 29 年 1 月から	<ul style="list-style-type: none"> ・当初導入から 5 年経過 ・業務継続性の向上、セキュリティ向上及びコスト削減 ・和泉市 ICT 最適化計画に基づきクラウド化を実施

※システムから出力する帳票類の作成等は、システム利用と一体で契約する。

※利用するクラウドサービスは自治体専用のもの。

2. 情報資産

基幹系システムで扱う個人情報には以下のとおりです。

基幹系システム	主な業務の種類	主な個人情報
WizLIFE	①住民記録	世帯番号、続柄名、現存区分、住定日
	②税	所得 給与、給与収入（一般）、所得税 合計所得、固定資産税額
	③国民健康保険	証番号、国民健康保険料
R-Stage	①老人医療	診療年月、入院通院区分、日数回数、総医療費、控除後所得
	②児童扶養手当	申請事由、支給予定額、支給実績額、養育費
PM 教育	①就学援助	学校名、学年、児童・生徒名、総所得額、支給額
	②就園奨励	幼稚園名、納入予定額、補助金額、支払金額
健康かるて	①母子保健	身長、体重、胸囲、頭囲
	②予防接種	接種回数、接種・予診日、実施医療機関、ワクチン名

※主な共通的項目・・・住所、氏名、生年月日、性別、個人番号(※一部システム)

3. 個人情報の保護措置

保護措置	内容
①端末の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・システム利用できる端末は、各業務担当課（室）に設置する基幹系端末に限定。 ・端末起動には静脈認証が必要なため和泉市職員に限り起動可能。
②利用者の限定	<ul style="list-style-type: none"> ・担当職員のみがシステムを利用可能。（システム起動時、再度静脈認証もしくはID・パスワードで認証を行う。）
③管理・監督	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護の遵守を規定（「個人情報の保護に係る誓約書」の提出、契約書に「個人情報の取扱いに関する特約」を明記し、事業者への個人情報保護の遵守を規定。）

【参考】上記3③関係

※「個人情報の取扱いに関する特約」の一部抜粋

(個人データ等の秘密保持)

第4条 発注者は、本業務の遂行にあたり発注者から取扱いを委託された個人データ等を、発注者の書面による事前の承諾を得ることなく、本業務遂行以外の目的で、加工、利用、複製又は複製してはならないものとし、また、第6条第3項に定める再委託先が本業務の遂行上必要な最小限度において、個人データ等を取り扱う場合を除き、他に開示し又は漏えいしてはならないものとし、

2. 受注者は、自己の役員及び従業員（直接的であるか間接的であるかを問わず、受注者の指揮監督を受けて本業務に従事する者をいう。以下「従業員等」という。）に対し、個人データ等に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとし、

3. 受注者は、従業員等が退職する場合、当該従業員等に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人データ等の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとし、

(監査)

第8条 発注者は、受注者における安全管理措置の実施状況を確認するために必要な限度において、受注者に対する書面による事前の通知により、報告、資料の提出又は監査の受入れを求めることができるものとし、この場合、受注者は、事業の運営に支障が生ずるときその他の正当な理由がある場合を除き、発注者の求めに応じるものとし、

※「個人情報の保護に係る誓約書」の一部抜粋

7 前各号に違反した場合における契約書解除等の措置及び損害賠償義務

契約書に定めるもののほか、前各号に違反した場合（第三者に業務を委託し、又は請け負わせた場合は、第三者が前各号に違反した場合を含む。）、契約書を解除され、その事実及び経過について公表されても一切異議申立てを行いません。また、前各号に違反した場合（第三者に業務を委託し、又は請け負わせた場合は、第三者が前各号に違反した場合を含む。）に生じた損害を負担いたします。